

農業用ドローン販売特約店希望条件リスト

株式会社マゼックス

弊社の販売特約店として弊社製品の販売を希望される場合は、下記の条件に適合するかを確認いたします。弊社利用規約をご理解のうえ、各項目条件を満たす場合は特約店契約を締結させていただきます。弊社製品をより質の高いサービスにて第三者にご提供するにあたり、弊社製品の特性を十分に把握している方に特約店としての販売委託をお願い申し上げます。これにより新規特約店希望社は、下記項目に沿って貴社情報または知識確認いたしますので何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

下記項目は、弊社特約店となる場合の適合必須項目となり、各販売店での販売知識等に格差が出ないように確認を行うことを目的としております。下記項目を参考に主に産業用マルチローターでの農業空中散布飛行についての知識、農林水産航空協会についての知識等を自由書式レポートにてご提出していただきます。ただし、農林水産航空協会の認定する技能認定証をお持ちの場合や、国土交通省認定団体等については知識認定の一部を免除し、各種証明書の提出をお願いすることがございます。また、下記条件の適合確認のための視察を行う場合があります。なお「一次販売店」が免除を認めた場合につきましては認定資料提出の必要はございません。

条件項目 ※下記全項目の適合を特約店の必須条件といたします。

- 法人又は認定団体であること。
- マゼックス利用規約を十分に理解し同意したうえで販売活動が行えること。
- 弊社との販売店契約を締結したうえで特約店となること。
- 弊社販売店の「一次販売店」から弊社製品を仕入れることが可能であること。
- デモフライトが実施できる「一次販売店」との特約店契約が可能であること。
- 「一次販売店」と貴社の双方で商取引における契約内容を十分に協議または合意したうえで「個別契約」を締結し、「個別契約」にしたがって販売ができること。
- 空中散布作業に必要な航空法、農業取締法、電波法等の法的な知識、国土交通省、農林水産省の指針を常に把握できるよう努めること。
- 農林水産航空協会、農林水産航空協会認定機の取扱いについて知識を有していること。
- 販売後のお客様へのサポートは、特約店自らが親切丁寧に対応できる体制があること。
- お客様からのクレームに対して、特約店自らが迅速・柔軟に対応できる体制があること。
- お客様情報を厳重に保管できること。また、名前・住所・電話番号等連絡先・機体番号・販売物の履歴など厳重に管理出来る体制があること。
- 貴社ホームページなどに弊社の販売店である旨を明記すること。
- 本製品は必ず前払いとすること。ただし、一次販売店との個別契約の内容に準ずることとする。
- 半期で5台以上の販売を目標とする。
- 市場価格と比較し適正な価格で販売を行うこと。
- 初年度のみ提供資料実費代(販促用パンフレット・ポスター・テキスト・のぼり旗・事務手数料と資料送料)として、10,000円(税抜)を(株)マゼックスにお支払いいただきます。

以上